令２医務保険第６２８号

令和２年(2020年)８月１７日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

医療用物資の備蓄体制の強化について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939

　国からの通知に記載のとおり、国は医療用物資に関する対策の主軸を、これまでの応急的な対応（緊急時体制）から、必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）に移行するとしています。

　移行対象となった医療用物資は、これまで国が実施していた「優先配布」を休止して、医療機関等の備蓄用に「特別配布」され、まずはサージカルマスクが移行対象となります。

　ついては、サージカルマスクの特別配布が８月から９月にかけて、２回に分けて実施されますので、今後、新型コロナウイルス感染症が再燃した場合等に即座に対応に当たれるよう、医療機関等の現場備蓄用として活用いただくようお願いします。